知長第　　２　号
令和２年４月１日

指定居宅介護支援事業所等
　管理者　各位

知立市保険健康部長

新型コロナウイルスの影響によるサービス担当者会議及びモニタリング実施の取扱いについて（通知）

日頃より本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき，厚くお礼申し上げます。

このことについて，下記のとおり取り扱うこととしましたので，お知らせします。

なお，新型コロナウイルスを取り巻く状況は刻一刻と変化しており，それに伴い取扱いが変化することも想定されるため，厚生労働省から新たに方針等が示された場合には改めて通知します。

記

１　取扱い

(1) サービス担当者会議の開催について

新型コロナウイルスの影響により，サービス担当者会議を開催することができない場合は，基準省令第１３条第９号等の「やむを得ない理由がある場合」に該当し，担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとして取り扱う。

(2) モニタリングの実施について

新型コロナウイルスの影響により，１月に１回以上，利用者の居宅を訪問してのモニタリングを実施できない場合は，基準省令第１３条第１４号等の「特段の事情」に該当するものとして取り扱う。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要。

また、知立市西部地域包括支援センターへ移行予定の要支援者、事業対象者でモニタリングの実施ができない方は、知立市地域包括支援センターの判断で移行時期を遅らせる等対応してください。

２　対象期間

新型コロナウィルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間

※再開の時期については改めて通知します。

３　留意事項

(1) サービス担当者会議

日程の都合等により会議を開催できない場合と同様に取り扱ってください。

(2) モニタリング

居宅訪問以外の方法（例えば，ＦＡＸ、電話連絡等）により利用者の状況把握に努めるとともに，モニタリングの方法及び結果を記録してください。

４　根拠法令

(1) 居宅介護支援

ア　サービス担当者会議の開催【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号。以下「基準省令」という。）第１３条第９号】

イ　モニタリングの実施【基準省令第１３条第１４号】

(2) 介護予防支援

ア　サービス担当者会議の開催【指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号。以下「予防基準省令」という。）第３０条第９号】

イ　モニタリングの実施【予防基準省令第３０条第１６号】

５　問い合わせ先

知立市長寿介護課介護保険係

電話：0566-95-0122（直通）

ＦＡＸ：0566-83-1141（代表）